

確定申告は正しくお早めに

問合せ先 栃木税務署 ☎(22)0885(自動音声案内)

栃木税務署の確定申告会場は  
「**栃木商工会議所大ホール**」です

**2月16日(金)～3月15日(木)**

- 29年分の所得税・復興特別所得税の確定申告と納税  
2月16日(金)～3月15日(木)
- 29年分の贈与税の申告と納税  
2月1日(木)～3月15日(木)
- 29年分の個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告と納税  
4月2日(月)まで

※還付申告は、2月15日(木)以前でも申告書を提出できます



	税務署による申告相談	税理士会による申告無料相談
期 日	2月16日(金)～3月15日(木) (土・日は除く)	2月16日(金)～3月12日(月) (土・日は除く)
時 間	9:00～16:00	

※申告会場開設期間中は栃木税務署庁舎での申告相談は行いません。  
 ※申告会場での現金納付窓口業務は行いません。  
 ※電話での問い合わせは栃木税務署へお願いします。  
 ※確定申告書は郵便・信書便・税務署の時間外収受箱への投函でも提出できます。  
 ※申告会場の駐車場は混雑します。車での来場はご遠慮ください。  
 ※長時間お待ちいただく場合があります。申告書は自分で作成し、できるだけ早めに提出してください。

申告にはマイナンバーと本人確認書類が必要です

本人確認(番号確認・身元確認)の書類

例1 マイナンバーカード  
(番号確認と身元確認)

例2 通知カード(番号確認)



運転免許証、健康保険証など  
(身元確認)



※控除対象配偶者や扶養親族の確認は不要です。

「医療費控除の明細書」提出が義務となりました

29年分の確定申告から、医療費控除は領収書提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の提出が必要となりました。領収書は、税務署に記入内容の確認を求められた時のために、5年間保存する義務があります。  
 ※31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付や提示によることもできます。  
 ※医師などが発行した証明書(例：おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)は提出が必要です。

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)が始まりました

健康保持増進や疾病予防として一定の取り組みを行う方が、特定一般用医薬品等(※)を1万2,000円以上購入した場合は、セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を受けることができます。  
 ※特定一般用医薬品等とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)が薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)をいいます。

29年分所得申告参考資料

29年中、市に納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の保険料額(年金からの特別徴収分を除く)を1月23日(火)に発送します。社会保険料控除の資料としてご利用ください。

問合せ先 市民税課 ☎(21)2263

要介護認定者の障害者控除対象者認定書と主治医意見書内容確認書の交付

交付希望者は地域包括ケア推進課または各総合支所市民生活課へ申請ください。

○申請に必要なもの

- ・介護保険証
  - ・印鑑(申告する方と要介護認定者本人のもの)
- ※認定書・確認書は内容を審査し後日郵送します。

問合せ先 地域包括ケア推進課 ☎(21)2253

国民年金保険料の控除証明書

29年1月1日から9月30日まで納付した国民年金保険料の控除証明書は11月上旬に日本年金機構から送付されています。10月1日から12月31日の間に初めて納付した方へは2月上旬に送付されます。

問合せ先 ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

申告に必要なもの(領収書や証明書などは29年中のもの)

収入がわかるもの	給与所得者	・源泉徴収票(原本)…勤務先が発行
	年金所得者	・源泉徴収票(原本)…日本年金機構などの年金支払者が発行
	事業所得者(営業、農業など) 不動産所得者	・記入済の「収支内訳書」 (収入および必要経費がわかる帳簿や領収書など)
	社会保険料控除	・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の所得申告参考資料(1月23日発送予定) ・国民年金保険料控除証明書 ・その他の社会保険料の支払金額が分かる書類(口座振替や年金から特別徴収された保険料(税)は、差し引かれた本人以外の社会保険料控除とすることはできません)
所得から控除する額がわかるもの	生命保険料控除	・生命保険料の控除証明書
	地震保険料控除	・地震保険料の控除証明書
	障害者控除	・障害者手帳・認定書など
	雑損控除	・災害に関連してやむを得ない支出をした金額の領収書
	医療費控除	・記入済の「医療費控除の明細書」
どちらかの控除のみ	セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)	・記入済の「セルフメディケーション税制の明細書」 ・健康保持増進への取組を明らかにする書類(インフルエンザの予防接種領収書、市や職場で受診した健康診断結果通知表や領収書など)
	寄附金控除	・寄附金の受領証(原本)など
その他	・マイナンバー確認書類、身元確認書類 ・印鑑(シャチハタ印不可) ・申告する方の預貯金口座番号がわかるもの	

①～⑤は栃木商工会議所での申告です

- ①住宅借入金等特別控除の1年目の申告
- ②土地・建物・株式等の譲渡所得申告
- ③先物取引(FX含む)、申告分離課税の配当所得の申告
- ④青色申告、国外扶養親族の控除適用を受ける申告
- ⑤雑損控除の申告



ポイント

確定申告書、市民税・県民税申告書、収支内訳書、医療費控除の明細書などの申告書類は、1月中旬に用意してあります。早め早めの準備・作成をして、期限内に提出しましょう。



ポイント

おすすめ

確定申告書等作成コーナー

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>  
「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書が作成できます。

提出方法 書面印刷して送付  
(〒328-8666 栃木市本町17番7号  
栃木税務署)またはe-Tax(事前準備が必要)で送信

